

第1号様式（第3条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
（林業・木材産業改善措置に関する計画書）

年 月 日

大分県知事 殿

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

記

1 林業経営又は木材産業経営の概要

項 目	概 要
業 種 （ 経 営 の 内 容 ）	
従 事 者 （ 従 業 者 ） 数	名
資 本 金 （ 出 資 金 ）	千円
資 本 装 備 の 状 況	
生 産 等 の 状 況	年間木材生産量 m ³ 年間椎茸生産量 kg
売 上 高 （ 年 間 収 入 ）	万円
事 業 収 益 （ 年 間 所 得 ）	万円

- 注1 業種の欄は、林業又は木材産業毎に造林業、素材生産業、椎茸生産、製材業、木材市場業等を記載すること。
- 2 従事者数の欄は、個人にあっては家族従事者を含むものとする。
- 3 資本金の欄は、法人の場合に記載すること。
- 4 資本装備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。
- 5 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
- 6 売上高（年間収入）及び事業利益（年間所得）の欄は、林業又は木材産業に係る直近事業年度又は最近3箇年の平均額を記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の目標及び実施時期

改善措置の内容	改善項目	現 状	目 標	実施時期
		m ³	m ³	

注1 改善措置の内容の欄は、新たな林業部門の経営の開始、新たな木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産方式の導入、林産物の新たな販売方式の導入、林業労働に係る安全施設の導入及び林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を記載すること。

2 改善項目の欄は、資金を活用して改善に取り組む項目（生産性の向上、生産量の増加、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等）を記載すること。

3 現状及び目標の欄は、改善項目の現状と目標を数値で記載すること。

3 林業・木材産業改善措置の内容

別紙様式第1号から第3号までのとおり

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業木材産業改善資金貸付残高		円（ 年 月 日現在）			
区 分	総事業費		資金内訳		
		計	改 善 資 金	その他 借入金	自 己 資 金
年度		0			
年度					
年度					
年度					
年度					
計	0	0			

注1 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 総事業費の計の各年度の計欄は「3 林業・木材産業改善措置の内容」の所要額の計の数値と一致させること。

3 大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九条）第四条第三項ただし書に規定している償還期間の特例の適用を受ける場合は、各法令に規定する計画の認定書の写しを添付すること。

別紙様式第 1 号

3 林業・木材産業改善措置の内容

(1－1) 森林の経営、施業の実施に係る場合

改善措置の内容	対象森林の所在地					対象森林の現況					改善措置計画量	所要額	実施時期	備考
	市町村	大字	字	地番	林小班	人・天別	樹種	林齢	面積	材積				
									ha	m3		円		

- 注 1 改善措置の内容欄には、造林（植栽、下刈り、除間伐、作業路の開設・改良等）の実施、立木の取得、立木の伐採・木材の搬出、林業経営のための賃借権・使用や収益に関する権利の取得、森林の施業又は立木の管理に係る委託等を記載すること。
- 2 対象森林の所在地、現況については位置を明らかにした図面を添付すること。
- 3 改善措置計画量欄には、改善措置の内容に応じて具体的な植栽や保育、作業路の開設や委託の内容等と事業量を記載すること。
- 4 備考欄には森林施業計画認定の有無や施業の委託先など改善措置の内容によって必要な事項を記載すること。

(1－2) 事業実施計画

改善措置の内容	年度又は年月別の事業量								備 考
	年度又は 年 月	年度又は 年 月	年度又は 年 月	年度又は 年 月	年度又は 年 月	年度又は 年 月	年度又は 年 月	年度又は 年 月	

- 注 1 事業量欄には、年度別（年月別）の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載することとし、欄が不足する場合は適宜追加すること。

別紙様式第2号

3 林業・木材産業改善措置の内容
(2-1) 機械・施設の導入、通信・情報処理機材の取得、営業権・商標権等の取得や研究開発費の充当に係る場合

目的	現在設置している機械・施設等					導入する機械・施設等								
	品目	メーカー	規格・能力	台数	導入時期	品目	メーカー	規格・能力	更新新規の別	台数	単価	所要額	機械・施設設置予定年月日	購入賃貸の別
												円		
その他	機械・施設の設置場所 市町村大字 字 番地（工場内・自宅・現場）													
	機械・施設の管理方法 直接管理・委託管理（委託先 ）													

注1 各項目は導入、購入する物件の内容に応じて適宜読み替えて該当欄に必要事項を記載すること。
2 その他の欄に、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

(2-2) 利用計画及び収支見込

区 分		過去3年平均事業実績	年度計画量	年度計画量	年度計画量	年度計画量	年度計画量	5年間平均
椎茸生産		kg	kg	kg	kg	kg	kg	0 kg
素材生産		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	0 m ³
収支（円）	改善措置に係る収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	その他収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	生産等に要する経費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	その他支出	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	償還金充当額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
	収益	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

注1 機械又は施設を利用して行う事業の実績と計画量を記載すること。
2 区分欄には、造林、素材生産、製材、間伐材取扱量等改善措置の内容の目的欄に記載した具体的取組の内容を記載すること。

別紙様式第2号

3 林業・木材産業改善措置の内容

(3) 技術や知識の習得のための研修に係る場合

申請者と研修受講者の関係			申請者と研修受講者及び金額					
研修先の住所・氏名			研修の名称 (コース名)					
従業員の技能等改善 研修計画(事業主用)	現 況 (年 月 日現在)	過去3ヶ年 実 績	将 来 計 画					備 考
			年度	年度	年度	年度	年度	
従業員数	人	人	人	人	人	人	人	
(研修名) 研修人員								
(研修名) 研修人員								
(研修名) 研修人員								
(研修名) 研修人員								
研修人員計								

注1 研修人員欄には、上段に()書きで受講する研修名を記載すること。

2 研修計画は、5年間の計画について記載すること。

(4) 経営に関する専門的な指導・助言に係る場合

指導・助言を受ける事項		指導・助言者の 所属・氏名	
指導・助言の回数		事業費	円
事業費積算内訳			
指導助言を受ける 具体的項目			

注1 事業費積算内訳欄には、講師やアドバイザーに対する謝金や旅費など事業費の内訳を記載すること。

2 指導助言を受ける具体的項目欄には、指導助言が複数回にわたる場合は実施時期についても記載すること。

第3号様式（第6条関係）

林業・木材産業改善資金貸付申請書

事務（再）委託機関受付日	年 月 日
振興局受付日	年 月 日

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付を申請します。

年 月 日

大分県知事

殿

申請書受付機関名

申請者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名（名称及び代表者名）	印（ ）		年 月 日生	歳	

連 帯 債務者	住 所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏 名	印（ ）		年 月 日生	歳	

連 帯 保証人	住 所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏 名		（ ）	年 月 日生	歳	
	住 所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏 名		（ ）	年 月 日生	歳	
	住 所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏 名		（ ）	年 月 日生	歳	
	住 所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏 名	印（ ）		年 月 日生	歳	

振興局	振興局	担保物件の有無	担保物件の内容	公正証書の有無
事務委託機関		1 有		1 有
事務再委託機関		2 無		2 無

資金 コード	借り受けようとする事業費及び申請額					償還期間	据置期間	償還方法	第1回目 償還期日 (西暦)					
	種目	区分	事業内容	事業費	申請額									
				円	千円	年	年	1均等年賦 2一括						
				円	千円	年	年	1均等年賦 2一括						
				円	千円	年	年	1均等年賦 2一括						
				円	千円	年	年	1均等年賦 2一括						
				円	千円	年	年	1均等年賦 2一括						

改善資金 の過去の 借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の使途	総事業費（円）	借入額（円）	現在償還残額（円）

- 注1 据置期間は償還期間の内数とすること。
- 2 添付書類
- ・見積書及び設計書
 - ・申請者、連帯債務者及び連帯保証人の所得証明書
- 3 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

(裏)
誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

☐ 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

☐ 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

収入印紙 添 付 欄	事 務 再 委託機関	名 称	
		受付年月日	
	事 務 委託機関	名 称	
		受理年月日	
	貸付決定	番 号	
		年月日	年 月 日

林業・木材産業改善資金借用証書

事 業 内 容							
借 入 金 額	償 還 計 画	第 1 回	年	月	日	千円	
		第 2 回	年	月	日	千円	
		第 3 回	年	月	日	千円	
		第 4 回	年	月	日	千円	
千円		第 5 回	年	月	日	千円	
		第 6 回	年	月	日	千円	
		第 7 回	年	月	日	千円	
		第 8 回	年	月	日	千円	
償 還 期 限		第 9 回	年	月	日	千円	
		第 1 0 回	年	月	日	千円	
		第 1 1 回	年	月	日	千円	
		第 1 2 回	年	月	日	千円	
年 月 日		第 1 3 回	年	月	日	千円	
		第 1 4 回	年	月	日	千円	
		第 1 5 回	年	月	日	千円	
		第 1 6 回	年	月	日	千円	

本日上記のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。ついては、大分県林業・木材産業改善資金

貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

（借受者） 氏 名



上記資金の借受につき、下記の者は、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏名	印	住所	電話番号
（連帯債務者）			
（連帯保証人）			
（連帯保証人）			
（連帯保証人）			

(期限前償還)

- 第1条 大分県(以下「甲」という)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という)は、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。
- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
 - (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
 - (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後にこの借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (6) 乙が支払いを停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
 - (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸付けられ、若しくは担保に供され又は公用収容されたとき。
 - (10) 乙が大分県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (11) 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき。
 - (12) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

- 第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

- 第3条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という)若しくは物上保証人(以下「丁」という)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

- 第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便宜を提供する。
- 2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

- 第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金等)

- 第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。
- 2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
 - 3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違反金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

- 第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙との間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。
- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。
 - 3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

- 第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

- 第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼす恐れのある一切の行為をしない。
- 2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

- 第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。
- 2 甲は、担保の変動に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

- 第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。
- 2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

- 第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

- 第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

- 第14条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき大分地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年 月 日

殿

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	年度 号	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日			事業完了 年 月 日	年 月 日				
事 業 計 画				事 業 実 績					計画と実績の相違点とその理由
内容	数量	単価	金額	内容	数量	単価	支払金額	領収書番号	
		円	円			円	円		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。

2 貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業改善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
申請計画	円	円	円	円
実 績				

注 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認調査

貸付限度額	円	貸付超過額	円
事業内容 の 適 否	(1) 適 (2) 一部不適 (3) 不適		
指摘事項			
処理経過			
調査証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 調査年月日 年 月 日 (確認機関名) (調 査 者)		

(研修の場合は以下を添付)

(研修名) (研修期間) 上記研修を終了したことを証明します。 年 月 日 研修を受けた機関又は林業従事者等 (海外研修にあつては、派遣機関)
--